

平成19年2月13日

財団法人 日本野球連盟 御中

日本アマチュア野球規則委員会
委員長 麻生 紘二

没収試合の防止に向けて

最近、アマチュア野球各団体の試合において、登録外選手の出場あるいはメンバー表の誤記などの結果、没収試合とされたケースが続出しています。

没収試合は、規則3.18[注一]にも記載のとおり、審判員がとるべき最後の手段であって安易に適用される性質のものではなく、大会主催者および当該チームが十分注意をすればかかる事態は避けられるはずです。

については、没収試合の防止に向けて、大会主催者がとるべき行動ならびにアマチュア野球としていかなる場合に没収試合とするのか、当委員会の決定事項を下記しますので、各団体にて徹底のほどよろしくお願いします。

(1) 大会主催者が試合前に実施すべき事項

- ① 選手登録原簿(当該大会に登録された選手名簿)と、当日の試合にベンチ入りするメンバー表との照合を試合前に必ず実施すること。
- ② メンバー表は、自チーム用、両チーム交換用、球審用、大会本部用、放送席用、公式記録員用、控審判用およびその他必要な部数を作成すること。
- ③ メンバー表には、スターティングメンバーだけでなく、当該試合にベンチ入りする登録選手はすべてフルネームで記入すること
- ④ この決定事項は試合会場に常置し、トラブルがあった場合の対応に活用すること

(2) 想定される事態

- ① 登録原簿とメンバー表記載の選手名の違い(登録変更)
- ② 選手名と背番号の不一致
- ③ 同姓の選手の識別が不明確(名前漏れ)
- ④ メンバー表への守備位置のダブリ記載
- ⑤ 登録外選手がベンチ入りまたは出場
- ⑥ 打順誤り(規則6.07のとおり)
- ⑦ 本来退いたはずの選手(たとえば代打を出された)が再び出場してしまった

上記①～⑤および⑦について対応を以下のとおりとする。

(3) ケース1 試合前のメンバー表交換時点で大会本部の登録原簿照合により誤記に気付いた場合

(処置) 出場選手、控選手を問わず、氏名、背番号の誤記を発見した場合、注意を与えて書き直させる。罰則は適用しない。登録原簿以外の選手が記載されていた場合も同様とする。また、守備位置のダブリ記載や同姓で二人を区別する頭文字あるいは名前をつけずに記載したような場合も同様である。

ケース2 メンバー表交換終了後、試合開始までに誤記が判明した場合
(処置) 誤記に関する訂正は認められない。登録原簿に記載された選手しか
出場資格はない。チーム自体の没収試合とはしない。

ケース3 試合中に誤記が判明した場合

(処置1) 登録選手間の背番号の付け間違いは、判明した時点で正しく改め
させ、罰則は適用しない。

(処置2) 登録外選手が判明したときは、実際に試合に出場する前であれば、
その選手の出場を差し止め、ベンチから退去させ、チーム自体の没収試合と
はしない。(代打などの通告を本部で原簿照合して判明したときなど)

(処置3) 登録外選手が試合に出場、これがプレイ後判明したときは、大会
規定により試合中であれば没収試合とし、試合後であればそのチームの勝利
を取り消し、相手チームに勝利を与える。

以上のとおり、アマチュア野球では、前記(1)の手続きを励行するとともに、没収試合とするケ
ースは、規則4.15記載の場合に加え、

- (1) 登録外選手(上記(2)の⑤⑦が該当)が試合に出場した場合
- (2) 主催者または各団体が特に定めた場合

に原則限ることとしますので徹底のほどよろしくお願いいたします。

おわり